

様式第 4 号（第 4 条関係）

行政文書非公開決定通知書

2 湯議第 209 号の 2  
令和 3 年 2 月 26 日

ゆがわら町民オンブズマン  
代表 濱田 知子 様

湯河原町議会議員 村 瀬 公 太

令和 3 年 2 月 15 日に請求のありました行政文書の公開請求については、次のとおり公開する旨の決定をすることができませんので、湯河原町情報公開条例第 10 条第 2 項の規定により、通知します。

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に湯河原町議会議員に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、湯河原町を被告として（訴訟において湯河原町を代表する者は湯河原町議会議員となります。）、提起することができます。また、前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。ただし、この決定（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この決定（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

|                              |                                                                                              |
|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 公開請求に係る行政文書の名称又は行政文書を特定できる事項 | 2011 年（平成 23 年）12 月 7 日から 2020 年（令和 2 年）7 月 20 日までに開催された湯河原町町税等徴収対策強化特別委員会の中でおこなわれた秘密会の議事録全て |
| 公開することができない理由                | 湯河原町情報公開条例第 5 条第 7 号「法令等の定めるところにより、又は実施期間が法律上従う義務を有する各大臣等の指示により、公開することができないとされている情報」に該当するため  |
| ※公開できる時期                     | 上記に示した公開することができない理由のうち、<br>年 月 日以降であればその理由がなくなりますので、同日以後改めて公開請求をしてください。                      |
| 所管課名等                        | 議会事務局<br>電話番号 0465（ 63 ）2111 内線（ 212 ）                                                       |

注 ※印の欄は、公開することができない理由が消滅する期日をあらかじめ明示できるときに記入してあります。